

子子未幼第211号
令和8年4月21日

各認定こども園・幼稚園・保育所 設置者様

さいたま市子ども未来局子育て未来部
幼児政策課長
保育施設支援課長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に係る加算の要件のうち「主幹教諭等専任加算」及び「小学校接続加算」の考え方について（通知）

日頃より本市幼児教育・保育行政の推進におきまして、大変お世話になっております。

このたび、施設型給付費等に係る加算等のうち、下記の事項について、別添のとおり本市における認定の考え方を整理しました。ついては、別添の考え方についてご了知いただくとともに、各加算等を活用し、地域の子育て支援活動及び小学校との連携・接続の取組の強化に取り組んでくださいますようお願いいたします。

記

- 1 「主幹教諭等専任加算」（幼稚園が該当）、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」（認定こども園1号が該当）
- 2 小学校接続加算（認定こども園・幼稚園・保育所が該当）

担当

●認定の考え方に関すること

幼児政策課幼児教育係 荻原

電話 048-829-1861 F A X 048-829-2516

E-mail yojiseisaku@city.saitama.lg.jp

●施設型給付費の支給に関すること

保育施設支援課民間保育第1係

電話 048-829-1881 F A X 048-829-2516

E-mail minkan-hoiku@city.saitama.lg.jp

令和8年4月21日

さいたま市 幼児政策課・保育施設支援課

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に係る加算認定の考え方について**1 幼稚園、認定こども園1号が該当するもの****■主幹教諭等専任加算（幼稚園／特定加算部分）[留意事項通知 P14]****■主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合（認定こども園1号／加減調整部分）[留意事項通知 P57]**

加算の要件	認定の考え方
i～iii	国の留意事項通知のとおり。
iv. 障害児に対する教育・保育の提供	埼玉県私立幼稚園等特別支援教育費補助金又はさいたま市幼児教育振興補助金（特別支援事業）を申請している園児が在籍している場合は、要件を満たすものとする。
v. 継続的な小学校との連携・接続に係る取組	次項に示す小学校接続加算（特定加算部分）の考え方と同様。
vi. 幼児教育アドバイザーなどと連携して行う園内研修の企画・実施	さいたま市幼児教育・保育相談員派遣事業を利用して研修や保育カンファレンスを行う場合は、要件を満たすものとする。なお、幼児教育・保育相談員派遣事業を利用した年度に限らず、例えば、N年度にさいたま市幼児教育・保育相談員派遣事業を利用して保育カンファレンスを行い、N+1年度、N+2年度に行う園内研修においてN年度に実施した保育カンファレンスの振り返りを行う場合には、N+1年度及びN+2年度において幼児教育・保育相談員派遣事業を利用していなくても、それぞれの年度において要件を満たすものとする。
vii～viii	国の留意事項通知のとおり。

2 幼稚園、保育所、認定こども園に該当するもの

■小学校接続加算（特定加算部分）[留意事項通知 P21・P43・P67・P83]

加算の要件	認定の考え方
i. 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること	国の留意事項通知のとおり。
ii. 授業・行事、研究会・研修会等の小学校との子ども及び教職員の交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの交流活動については、5歳児が小学校を訪問する場合に限らず、例えば、小学校に入学した卒園児を招き、5歳児クラスの児童との交流を行う場合も該当する。また、小学校から入園予定者に向けた小学校体験の機会（保護者が連れていくもの）への招待があり、これに積極的に参加するよう保護者に案内する場合も該当する。 ・ 教職員の交流活動については、さいたま市が主催する幼保小連携教育研修会、保育者小学校等体験研修に参加する場合も該当する。また、架け橋期のカリキュラムに関する打合せ等の機会に限らず、例えば、小学校に入学予定の児童又は過去に入学した卒園児についての情報交換を行う場合も該当する。 ・ 子どもの交流活動、教職員の交流活動ともに、Zoom等を用いてオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たすものとする。
iii. 架け橋期のカリキュラムの編成・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度は、架け橋期のカリキュラムをさいたま市に提出した場合に要件を満たすものとする。 ・ 令和7年度以降は、初めて架け橋期のカリキュラムを作成する施設については令和6年度と同様とする。前年度までに架け橋期のカリキュラムを作成した施設については、架け橋期のカリキュラムの実践を踏まえ時点修正したうえでさいたま市に提出した場合に要件を満たすものとする。